

**令和6年度  
春日部市自転車対策協議会**

**春日部市  
令和7年2月3日**

# 1 自転車対策協議会の役割について

自転車の放置防止対策を推進するため、春日部市自転車対策協議会を設置するものです。

また、市長の諮問に応じ、放置禁止区域の指定及び変更その他自転車の放置防止対策に関する事項を協議するものです。

# 2 放置自転車対策の取組状況について

## (1) 自転車駐車場・仮設自転車置場の設置

有料の自転車駐車場1か所、無料の自転車駐車場・仮設自転車置場を8か所設置し、良好な交通環境の保持に努めています。(北春日部駅・豊春駅・藤の牛島駅を除く)

	名称	収容能力	利用料金	床面積(m <sup>2</sup> )	設置年度	所在地	管理
1	春日部駅 中央第1自転車駐車場	350	無料	577	S62.4	中央2-30-2	無人
2	春日部駅 中央第2自転車駐車場	385	無料	485	S62.4	中央2-30-2	無人
3	春日部駅 南自転車駐車場	300	無料	375	H19.11	南1-6-9先	無人
4	春日部駅 東口第2自転車駐車場	354	無料	375	H2.5	粕壁東1-27-29先	無人
5	一ノ割駅 第3仮設自転車置場	300	無料	536.3	S60.3	備後東1-96-1	無人
6	武里駅 第1仮設自転車置場	126	無料	165	S60.7	大畑362先	無人
7	せんげん台駅 仮設自転車置場	170	無料	186	H25.12	大枝380-2	無人
8	八木崎駅 仮設自転車置場	250	無料	472.6	S56.12	浜川戸2-13-6	無人
9	南桜井駅 自転車駐車場	618	1か月2,200円 ~2,400円	774.33	H25.4	大倉496-463	有人 日本環境マネジメント

## (2) 放置禁止区域看板等の設置

条例で定められている自転車放置禁止区域を周知するため、駅周辺に標識や看板等を設置しています。また自転車が常習的に放置されるスペースには、サインキューブを追加で設置しており、物理的かつ視覚的に自転車の放置を防止するもので、一定の効果をあげています。



▲自転車放置禁止区域看板(南桜井駅)



▲自転車放置禁止区域看板(武里駅)

■サインキューブ・注意喚起看板等の設置



▲サインキューブによる放置禁止バリアケード(藤の牛島駅)



▲放置自転車注意喚起看板(八木崎駅)

自転車放置禁止区域看板設置リスト

設置駅	設置個所数	設置駅	設置個所数
春日部駅	32か所	北春日部駅	10か所
藤の牛島駅	12か所	豊春駅	20か所
一ノ割駅	19か所	南桜井駅	10か所
武里駅	7か所	せんげん台駅	13か所
八木崎駅	8か所	合 計	131か所

(3) 駅周辺での自転車誘導整理員による警告札の貼付け

市内8駅周辺に自転車誘導整理員を配置して、自転車を放置しようとしている自転車利用者に注意を呼びかけ、自転車駐車場等へ誘導するとともに、

放置自転車への警告札の貼付け、自転車駐車場等の利用促進、放置自転車の整理等を行っています。これらの業務は、週3回（祝日と12月29日から1月3日の間を除く）通勤通学者の多い時間帯（概ね午前7時から9時までの間）に行っています。

また、無料自転車駐車場においても長期間放置されている自転車の調査を行い、駐車スペースの確保、適切な管理に努めています。

## 放置禁止区域内の自転車への警告



▲警告札



放置禁止区域内(主に駅周辺)の放置自転車に警告します。

123

## 無料・仮設自転車置場の長期放置自転車への調査



▲調査札



●長期放置された自転車（春日部駅東口第2自転車駐車場）

駐輪場利用者が長期放置している自転車に貼り付け、調査開始から3か月以上利用が確認できない場合は、小淵放置自転車集積所に移動します。

123

#### (4) 放置自転車の撤去

放置禁止区域内に放置されている自転車を随時撤去しています。撤去した自転車は、放置自転車集積所で保管し、返還の際には撤去手数料として、3,000円徴収しています。

また、放置自転車が多い春日部駅西口エリアでは、撤去を集中的に実施した結果、1回あたりの撤去台数が令和5年度の9.43台から令和6年度は7.25台に減少(23.1%減少)し、放置自転車の減少効果がありました。また、市内全域の1回あたりの撤去台数においても令和5年度の3.28台から令和6年度は2.23台に減少(32%減少)したことから、今後も継続して実施していきたいと考えております。



①撤去作業 (春日部駅西口ロータリー銀行前)



②積み込み (春日部駅東口ATM前)



③撤去後 (春日部駅西口ロータリー銀行前)



④小渕放置自転車集積所にて保管

### 3 令和6年度事業内容について

#### (1) 放置禁止区域看板等の維持管理について

放置禁止区域に設置している警告看板の中で、劣化・破損している看板について補修及び付け替えを実施しています。

令和6年度は、北春日部駅、一ノ割駅、豊春駅周辺に設置のものを各駅1基ずつ合計3基修繕する予定です。

#### (2) 駅周辺での自転車誘導整理員の配置について

市内8駅周辺に自転車誘導整理員を配置し、自転車駐車場等の利用促進、放置自転車への警告札の貼付け、整理等を行いました。

また、令和6年度は、春日部駅西口自転車駐車場が令和6年3月末に閉鎖したことを踏まえ、春日部駅西口の自転車誘導整理員の就業日を、令和6年4月から令和6年6月まで週3回から週4回に増やし、自転車が放置されないように努めました。

さらに、市民への意識づけを図るため、令和6年度は、「7月、11月、3月」に市内各8駅にて、「毎週日曜日」にも自転車誘導整理員を配置し、放置自転車防止の取組を実施しました。また、分析の結果、約9割が通勤・通学者となりました。

#### (3) 放置自転車の撤去

放置自転車一斉撤去を令和6年12月末までに16日間行い、計300台の自転車を撤去しました。

また、令和6年度は、市民への意識づけを図るため、日曜日も一斉撤去を実施し、7月28日、10月20日、11月10日に実施しました。特に中間報告（10月10日）後に実施した一斉撤去では、撤去台数が1日あたり30台を超える結果となりました。令和6年12月末時点で日曜日の撤去台数は93台となり、日曜日における一斉撤去は市民への意識づけを図る有効手段となり得る結果となりました。

月別一斉撤去台数(令和6年度12月末)

月	撤去台数	月	撤去台数	月	撤去台数
4月	14台	8月	23台	12月	18台
5月	31台	9月	31台	1月	
6月	43台	10月	42台	2月	
7月	45台	11月	53台	3月	
合計		300台			

駅別一斉撤去台数及び回数(令和6年度12月末)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	台数	回数	台数	回数	台数	回数
北春日部駅	10台	11	20台	12	12台	13
春日部駅東口	81台	18	102台	23	54台	15
春日部駅西口	292台	18	217台	23	116台	16
一ノ割駅	23台	11	28台	12	20台	13
武里駅東口	5台	11	3台	12	14台	13
武里駅西口	44台	11	36台	12	38台	13
八木崎駅	21台	11	17台	12	19台	13
豊春駅	39台	11	18台	13	15台	14
藤の牛島駅	10台	11	7台	12	6台	13
南桜井駅	0台	9	0台	8	2台	11
その他(せんげん台仮設自転車置場など)	15台	—	8台	—	4台	—
合 計	540台	122	456台	139	300台	134

撤去自転車の返還・処分数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
返還総台数	251台	219台	212台
内 有料返還	182台	153台	167台
内 無料返還	69台	66台	45台
譲渡(シルバー人材センター)	170台	235台	112台
売却処分	2.72t	4.61t	1月以降売却予定

(4) 自転車利用者のマナー啓発

広報かすかべ令和6年8月号では、自転車利用者のマナー啓発のための記事を掲載したほか、令和6年10月号では、首都圏放置自転車クリーンキャンペーンの実施について掲載しました。

また、春日部駅中央第1・2自転車駐車場の利用者に対して、自転車駐輪場の適正利用、自転車放置禁止に関する啓発活動を令和6年9月12日、19日、20日に行いました。



**車両にまつわるトラブルを防止するために**  
 ぐくらの安全課 (TEL)048-736-1126



**自転車盗難被害多発！短時間でも放置を**  
 市内では、今年1月～5月に自転車盗が224件(前年比53件増)発生しています。16法犯認知件数のうち約3割が自転車盗で、盗難自転車の約6割が無断搬送です。被害を防ぐために、自宅に駐輪する時や、コンビニでの買い物などのわずかな時間でも、必ず断錠しましょう。盗難に遭ってしまったときは、速やかに警察に届け出をしてください。



**自転車放置禁止区域に置かれた自転車は、随時撤去します**  
 摩去の際、必要に応じてチェーン錠などは切断します。摩去した自転車の引き取りには、撤去手数料3千円がかかります。摩去された自転車でも撤去日当日までに盗難届を警察に提出していない場合、手数料がかかります。



**自転車は放置せずに自転車駐輪場へ**  
 放置自転車は、歩行者や車の不自由な人、車いすの通行の妨げとなり、緊急車両の活動も阻害し、まちの景観も損ねます。あなたの自転車が、多くの人の安全な通行を妨げてしまいます。一人一人の駐輪マナーが安全できれいなまちをつくれます。自転車は自転車駐輪場に預けましょう。

**自転車用ヘルメットは全年齢で着用を！**  
 県内の自転車事故で亡くなった人の約6割が頭部に致命傷を負っています。自転車乗車時は、ヘルメットを着用しましょう。ヘルメットの着用が義務化された令和5年4月以降、1年以上ヘルメットを着用していた人の自転車事故による死者“0人”が続いています。



**自動車盗難被害多発！愛車を守る防犯対策を**  
 市内では、今年1月～5月の自動車盗難件数が17件(前年比)で、前年同期より4件増えています。以下のような犯人が嫌がる防犯対策を組み合わせて、犯行を警戒させましょう。

- ▶目に見える防犯対策  
 パーセントロック、タイヤガード、防犯カメラ、警報機、センサーライトなど
- ▶スマートキーのリレーアタック対策  
 金属製の容器や電圧遮断デバイスなどで保管。車の内にあるスマートキーの電波を吸収して使用し、解除・エンジン起動するための対策。盗難時GPS発信機の搭載(車内に設置)



▲目に見える防犯対策の例(山崎 実司氏撮影)

**10月は首都圏放置自転車クリーンキャンペーン**



市内8駅周辺の道路や駅前広場の放置自転車禁止区域内に放置された自転車は、随時撤去。摩去された自転車を返還するためには、撤去手数料3千円が必要。放置自転車は、歩道や点字ブロックをふみさぎ、歩行者や視覚障がいなどの通行の妨げになる迷惑行為。ぐくらの安全課 (TEL)736-1126

**◆啓発活動の様子**



## 4 令和7年度事業計画（案）について

### （1）放置禁止区域看板等の維持管理について

劣化・破損している看板については補修及び付け替えをしております。

### （2）駅周辺での自転車誘導整理員の配置

引き続き、市内8駅周辺に自転車誘導整理員を配置し、自転車駐車場等の利用促進、放置自転車への警告札の貼付け、整理等を行っております。

また、市民への意識づけを図るため、令和7年度も日曜日にも自転車誘導整理員を配置するよう事業者と協議しております。

### （3）放置自転車の撤去

随時放置自転車の撤去を実施しておりますが、いまだ放置自転車が見受けられます。駅前周辺の歩道や広場の放置自転車は、街の景観を損ねるだけでなく、歩行障害や緊急車両の活動妨害など深刻な事態を招く要因となることから、引き続き撤去を実施しております。

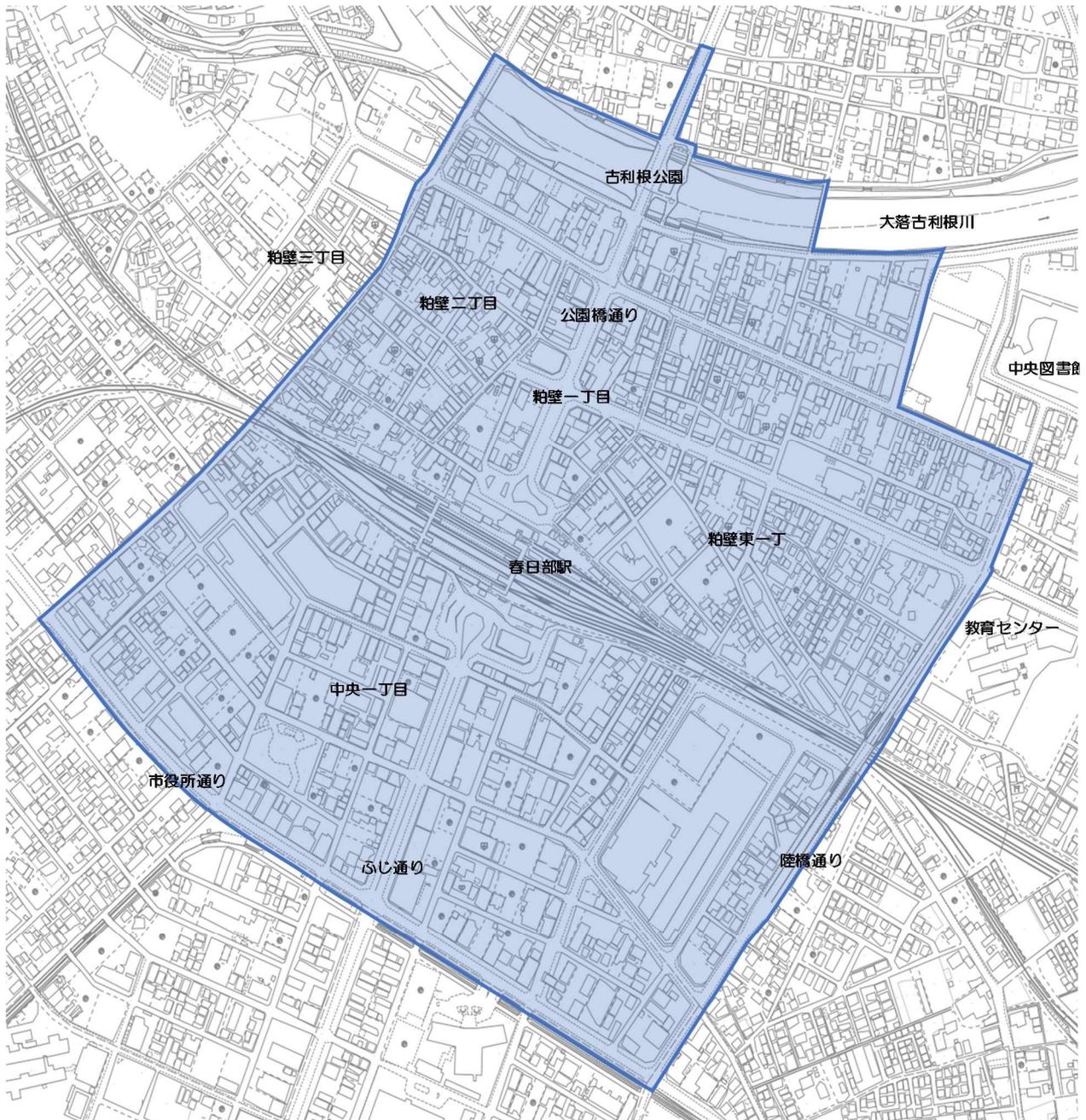
また、市民への意識づけを図るため、令和7年度も日曜日における一斉撤去を継続して実施しております。

### （4）自転車利用者のマナー啓発

放置自転車問題には、自転車利用者のモラル低下が要因にあることから、「広報かすかべ」への啓発記事の掲載、市内各駅や自転車駐車場内でのポスター掲示等を行い、自転車利用者のモラル向上を促進しております。



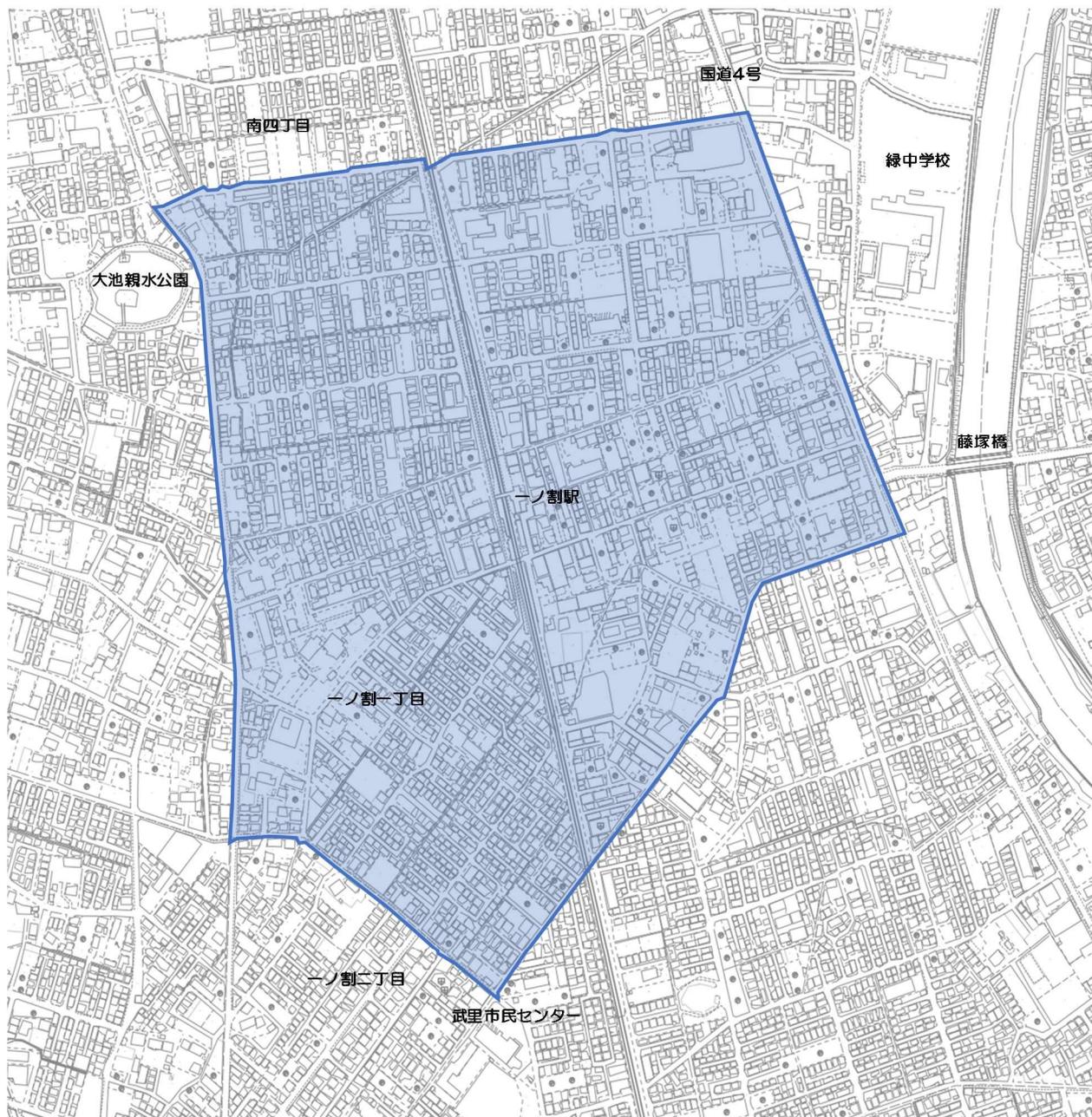
■春日部駅東口周辺 平成2年10月1日



■春日部駅西口周辺 昭和62年5月1日

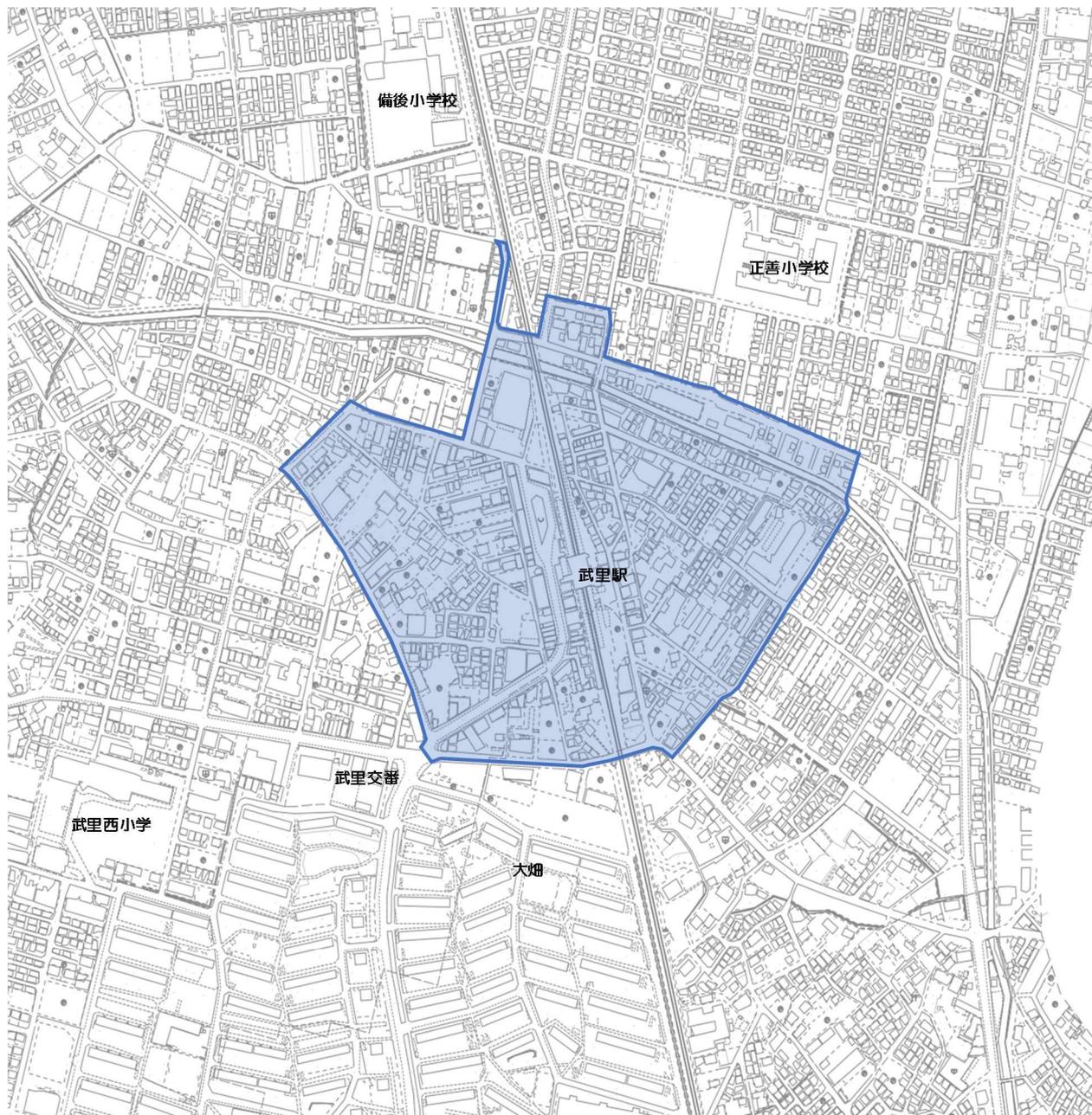
■ 自転車放置禁止区域

■一ノ割駅周辺 昭和62年11月1日



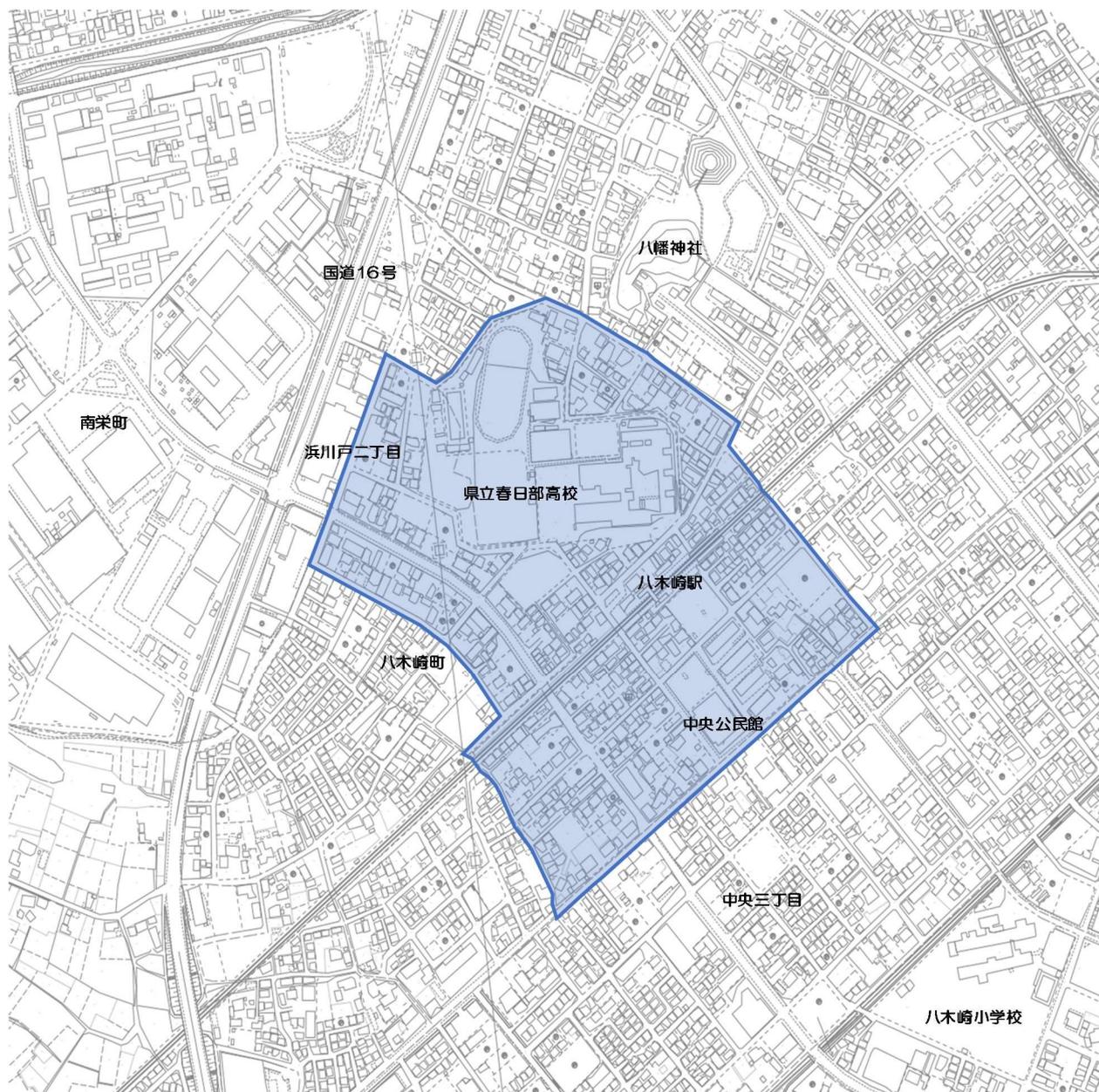
■ 自転車放置禁止区域

■武里駅周辺 平成2年4月1日



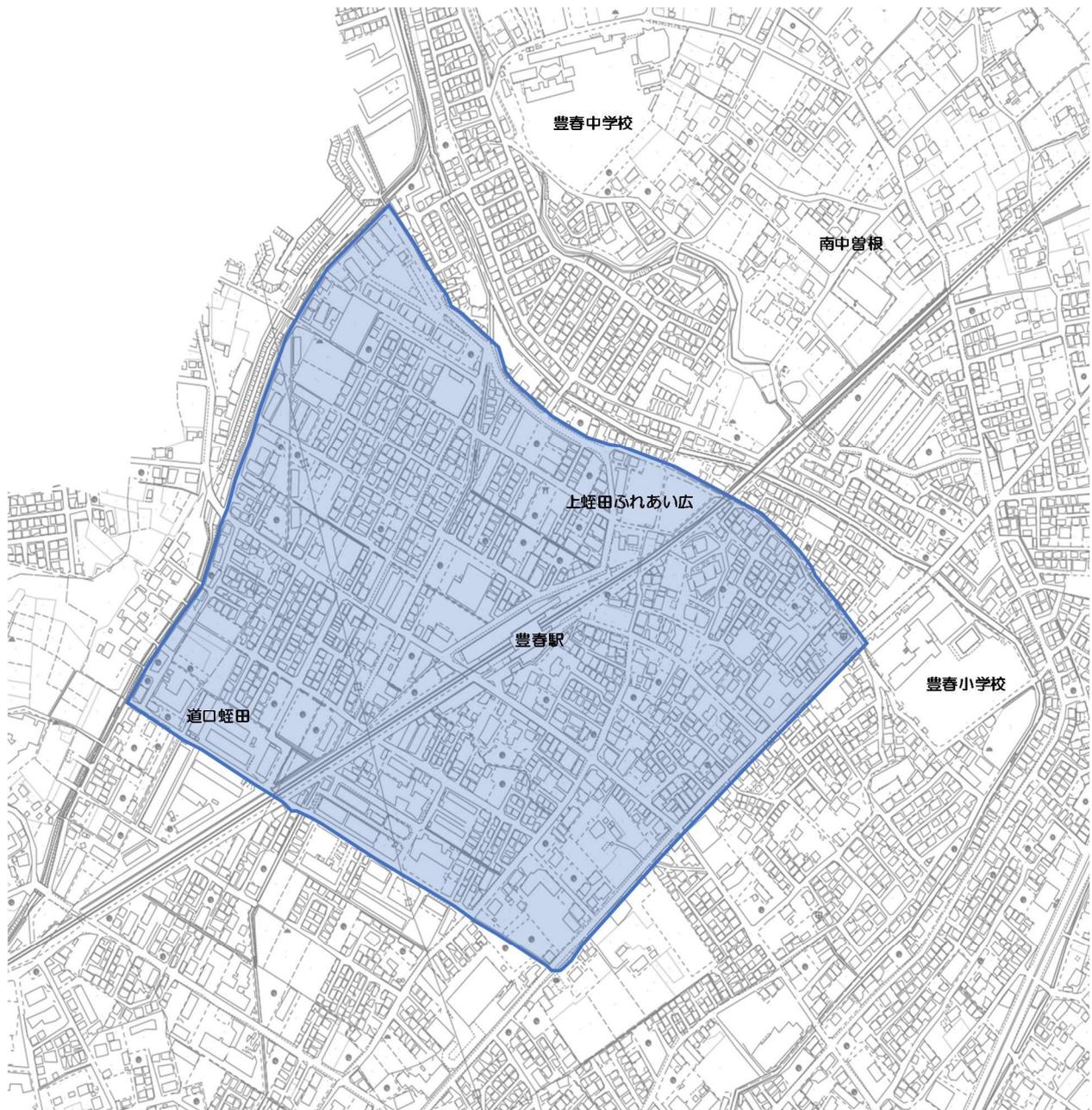
■ 自転車放置禁止区域

■八木崎駅周辺 平成元年4月1日



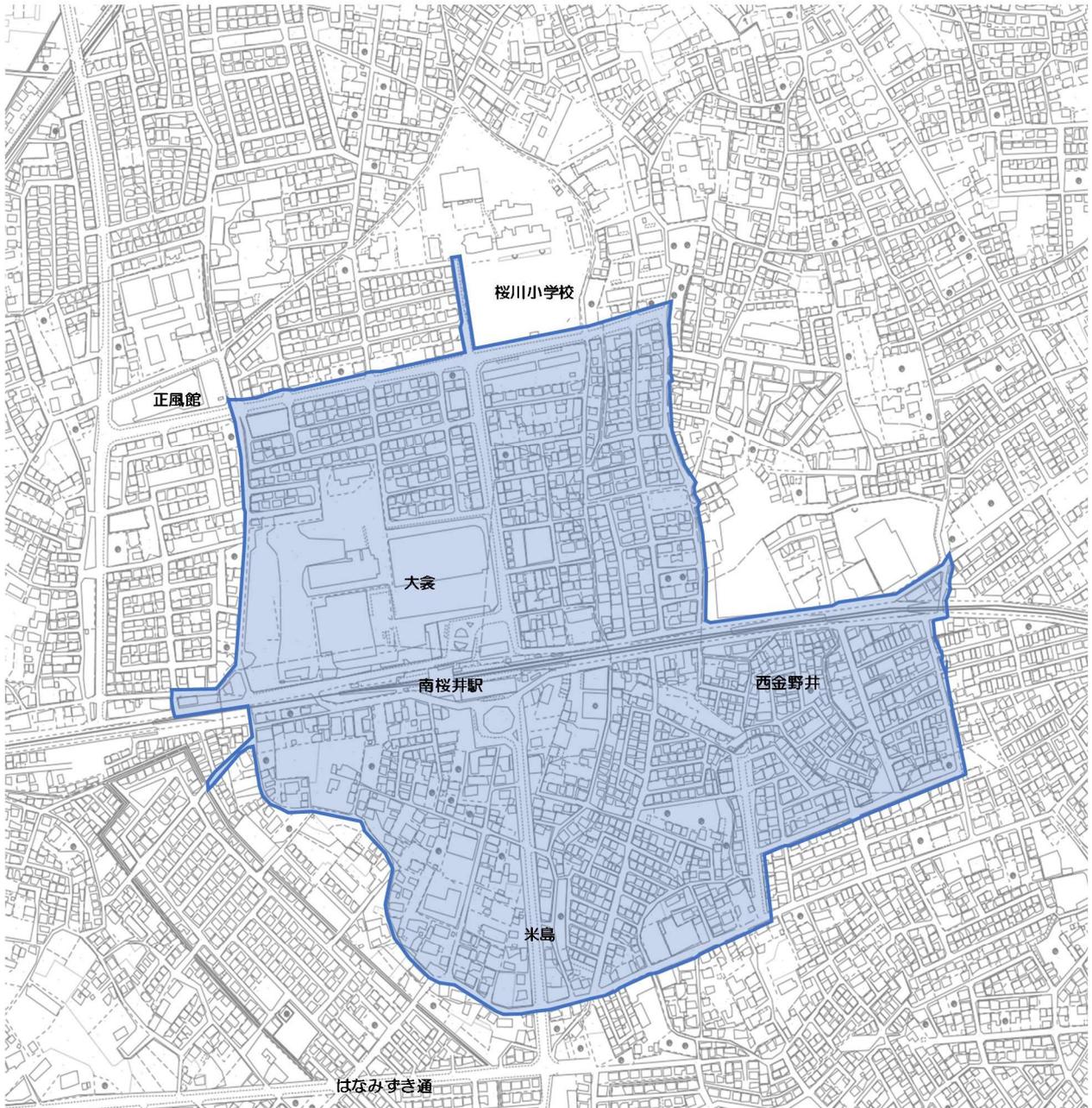
■ 自転車放置禁止区域

■豊春駅周辺 昭和62年5月1日



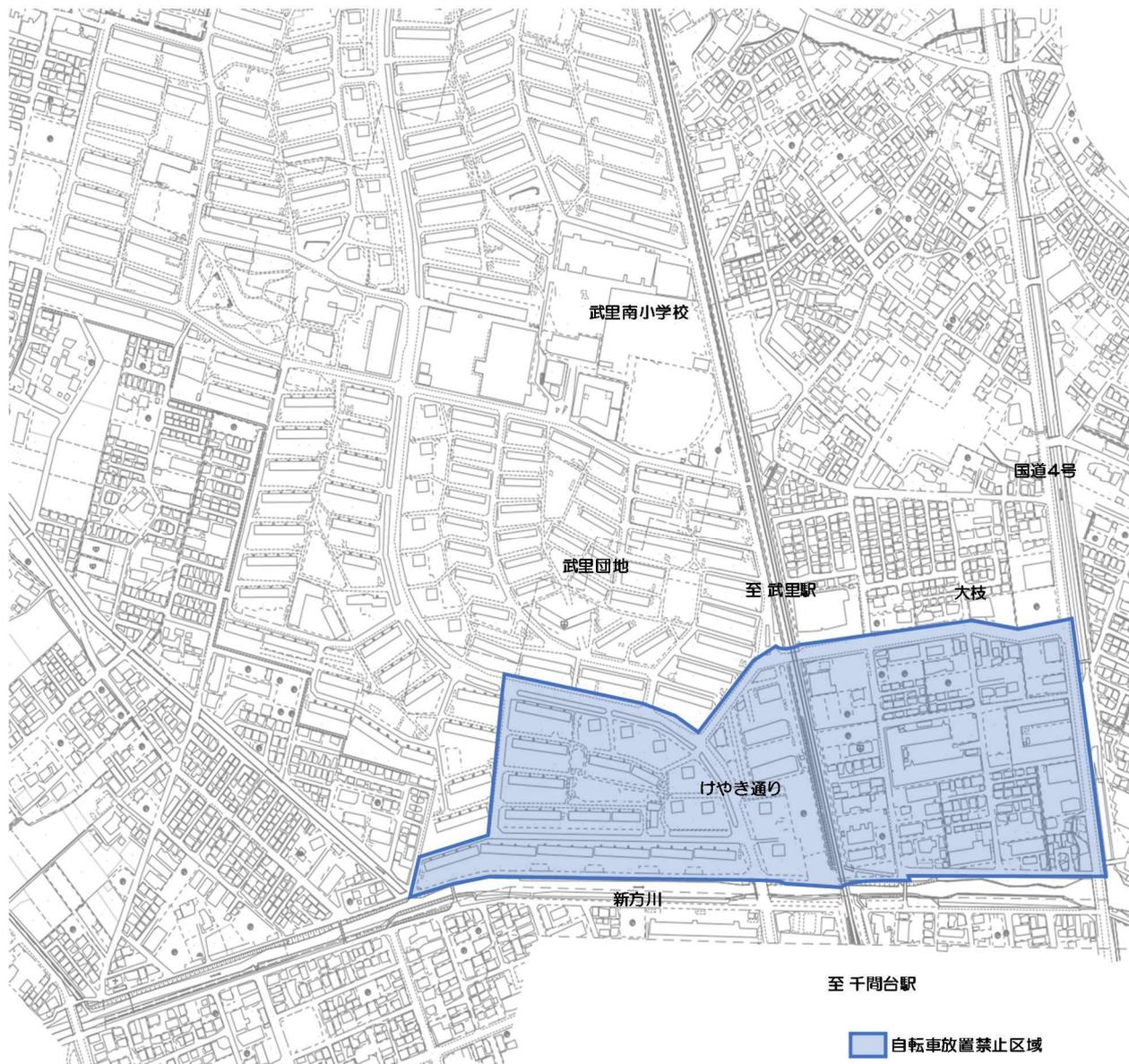
■ 自転車放置禁止区域

■南桜井駅周辺 昭和59年9月1日



■ 自転車放置禁止区域

■せんげん台駅西口周辺 平成5年1月11日



■せんげん台駅東口周辺 昭和63年6月10日